

令和6年度第1回
沖縄県都市計画公聴会 記録

中部広域都市計画道路の都市計画変更案作成に係る公聴会

1. 日 時：令和6年11月18日(月) 午後7時～午後7時15分
2. 場 所：沖縄県中部合同庁舎 4階会議室
3. 案 件：中部広域都市計画3・2・6号 胡屋泡瀬線

出席者：

- (1) 議 長 沖縄県土木建築部建築都市統括監 金城新吾
- (2) 公述公聴者 行政関係者（都市計画決定権者（沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課）、事業者（沖縄県土木建築部中部土木事務所）、地元市役所（沖縄市建設部都市整備室）
- (3) 公 述 人 1名

【開 会】

○司会

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより中部広域都市計画道路の都市計画変更案を作成することについての公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、沖縄県都市計画・モノレール課の渡久山と申します。よろしくお願いいたします。

本日の公聴会は、お手元の会次第に沿って進めてまいります。なお、沖縄県都市計画公聴会規則第5条の規定により、本公聴会におきましては、公述申し出をなされた方のみ意見陳述が認められますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、公聴会閉会后、事業者である中部土木事務所、地元自治体である沖縄市も一緒に意見交換の場を設けていますので、御都合がよろしければ御参加のほどよろしくお願いいたします。

公聴会の議長につきましては、同規則第9条の規定に基づく指名により、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城新吾が務めます。

また、傍聴の方にお願ひ申し上げます。事前にお配りしました公聴会傍聴要領を御一読の上、会の進行に御協力をお願いします。

ここで、行政の立場として公述意見を伺う職員を紹介いたします。

都市計画決定権者を代表いたしまして、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課課長の下地です。

○公述聴取者（行政関係者（沖縄県都市計画・モノレール課長））

（起立一礼）

○司会

続きまして、事業者を代表しまして、沖縄県中部土木事務所より所長の上原です。

○公述聴取者（行政関係者（沖縄県中部土木事務所長））

（起立一礼）

○司会

また、関係市町村を代表しまして、沖縄市建設部都市整備室に参加いただいております。

○公述聴取者（行政関係者（沖縄市建設部都市整備室））

（一同一礼）

○司会

それでは、議長、進行をお願いいたします。

【公聴会の趣旨説明】

○議長

本日、議長を務めさせていただきます、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城と申します。本日はよろしく申し上げます。

それでは、会の進行を務めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

本日は、中部広域都市計画道路3・2・6号胡屋泡瀬線の計画原案に対する公聴会であります。

本原案については、令和6年10月21日に沖縄市民会館において住民説明会を行った後、都市計画法第16条第1項に基づき、令和6年10月22日から11月11日までの約3週間、縦覧を行い、公述申出を募集してきたところであります。

この縦覧の結果、お一人より公述申出があったことから、同法第16条第1項に基づき、公述人として公の場で直接意見を述べていただくものとして、本日の公聴会を開催するものであります。

公述に移ります前に、公述人の方をお願い申し上げます。

私がお呼びした後に公述席に移られて、公述を開始していただくことになります。

公述は、事前に申し出のあった公述内容に基づいて、都市計画原案に関する範囲で御発言をお願いいたします。

また、あくまでも公の場で意見を述べていただくことが公聴会の趣旨でございますので、都市計画原案作成者に対して、この場で回答を求めるといったものではないということをおらかじめ御了承ください。

それでは、公述人の方、こちらに移りましてお願いいたします。

【公述人による公述】

○公述人

今回、意見を述べる場をもらいまして、ありがとうございます。

国道329号に面している土地に関して意見があるので、それを今から発表したいと思っております。

まず1番目ですが、今回の計画の変更案で載っている高原交差点南側バスベイ新設案に

ついてなんですが、私が所有している土地の場所に、ちょうどバス停のバスベイが配置されておりまして、今現在はその場所から北側、高原交差点寄りにバス停がありますが、そこでやってもらえれば問題ないんですけど、わざわざこの土地にバスベイのバス停を造るというのは反対ですということで、何とか善処して場所をずらすことでお願いしたいと思えます。

次、2番目です。今回、高原交差点南側のほうに沖縄市の市道15号線がありまして、これが道幅が極端に狭い形で国道329号のほうに現在接続している状態です。この極端に狭い道幅も、そこは私どもが平成元年に沖縄市の道路課に売却した部分とその狭い現況の道幅として生きてまして、道幅は狭いんですけど、地域の主要な下水道が国道を超えて、ここを通過してまた海側のほうに向かうという、道幅は狭いんですけど、沖縄市の道路としては役に立っている道になっています。そこをちゃんと今回の計画にも入れてもらって、整備を一緒にしてほしいというのがあります。

3番目のほうですが、これはまた今回の計画案で高原に位置する土地が、今回、大分立ち退き範囲が増加した感じで、図のほうを見たら載ってまして、見た感じではもうほとんど道路で、立ち退きした後に土地が少しだけ残る感じなんですけど、その裏手に私が所有している土地で、なかなか通りに面してないために長年活用できてなくて、何とか県道20号線側に接道できればその活用ができるので、接道できるように要望しますという形です。

○議長

よろしいでしょうか。

○公述人

はい。

○議長

どうもありがとうございました。そのままでお待ちください。

それでは、公聴会以降の今後の手続について、都市計画・モノレール課より説明をお願いします。

3. 今後の手続

○沖縄県都市計画・モノレール課長

沖縄県都市計画・モノレール課長の下地でございます。公述人におかれましては公述い

いただき、ありがとうございました。

今後の都市計画決定までの手続について、着座して御説明いたします。

お手元に配布しました資料の会次第の裏面に、都市計画変更の手続が記載されておりますので御覧ください。

会次第の裏面に都市計画変更の手続ということでフローが載っております。こちらを御覧ください。

都市計画変更手続の流れを示したフローになっておりまして、本日は⑤の公聴会になります。本日公述いただいた御意見に対する見解を、中部土木事務所及び沖縄市と検討した上で、⑦番に示す都市計画法第17条に基づく都市計画の案を作成し、再度、公告と縦覧を行う予定です。

なお、本日の御意見に対する見解は、「都市計画の案」の公告日以降は、県のホームページより御覧になることができます。

「都市計画の案」の公告と縦覧は12月頃を予定しておりますが、その際は県の公報と新聞にて公告するとともに、県のホームページでも公開し、2週間の縦覧をいたします。

また、「都市計画の案」の縦覧期間中に、⑧番に示すように、再度、県に対して意見書を提出することも可能となっております。

その後、⑨番、令和7年2月上旬に開催を予定している沖縄県都市計画審議会に、「都市計画の案」に意見書を添えて、本案件を付議いたします。

なお、本日公述いただいた御意見とその見解についても併せて報告いたします。

その後、都市計画審議会の審議の結果を踏まえ、県が都市計画として決定する予定でございます。

以上が、都市計画変更手続の内容でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、公聴会を終了したいと思います。司会のほうへお返しします。

【閉 会】

○司会

冒頭でもお伝えしましたが、引き続き会場後ろの図面を見ながら意見交換の場を設けますので、都合のよい方は参加をお願いいたします。

それでは、これをもちまして、中部広域都市計画道路の都市計画変更に関する沖縄県の案を作成することについての公聴会を閉会させていただきます。

御協力ありがとうございました。